第

879

뮥

発行所



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 7月30日 水曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

⇔贈与税がかからない財産

②:私の息子が妻子を残して亡くなりましたので、今後は私が生活費や学資を負担してやりたいと思っています。贈与税のかかる心配はないでしょうか。

A: 扶養義務のある人から生活費や教育費をもらった場合、それが通常必要と認められるもので、必要なつど直接これらに充てるためのものであれば、贈与税はかかりません。

【解説】

個人間で贈与があった場合、また、贈与が あったと同様な経済効果があった場合には、 贈与税が課税されます。

しかし、贈与された財産の性質、社会生活 上の配慮、政策上の配慮などから、次に掲げ るような場合には、贈与税が課税されません。

- (1)生活費や学資にあてるため、扶養義務者から、贈与によって取得した財産のうち、通常必要と認められるもの。ただし、1年分まとめて贈与を受けると贈与税が課税されます。
- (2)香典、花輪、年末年始の贈答、祝物、見舞などの金品。ただし、社会的に妥当な額である必要があります。
- (3)法人からの贈与によって取得した財産。一時所得として所得税が課税されます。
- (4)選挙運動に関し、候補者が贈与によって取得した金品や財産上の利益で、公職選挙法の規定によって報告されているもの。
- (5)宗教、慈善、学術などの公益を目的とする 事業を行う人が、贈与によって取得した財 産。







